

1 開催概要

(1) 開催概要

令和元年9月4日(水) 14:00～16:00

(2) 開催場所

広島市役所北庁舎7階 第2会議室

(3) 出席者(五十音順、敬称略)

- ・伊藤 志麻穂
(広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長)
- ・坂原 立朗
(広島司法書士会 理事)
- ・神野 礼斉
(広島大学大学院法務研究科 教授)
- ・陶山 融
(安芸区健康長寿課長)
- ・手島 洋
(県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師)
- ・中田 真帆
(社会福祉法人広島市社会福祉協議会 生活支援課長)
- ・長瀬 文彦
(西区保健福祉課長)
- ・原本 明美
(公益社団法人広島県社会福祉士会 理事)
- ・松本 亮
(広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員)
- ・三好 典子
(広島市観音地域包括支援センター センター長)

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所職員

(5) 広島市関係課(事務局)

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

// 障害福祉部障害福祉課

// 障害福祉部障害自立支援課

// 障害福祉部精神保健福祉課

2 会議録

(1) 開会

座長と座長代理の選出

- ・座長：神野構成員 選出
- ・座長代理：手島構成員 選出

(2) 議題1 広島市成年後見制度利用促進検討会議の設置について

事務局から、成年後見制度の利用の促進に向けた国の動向及び成年後見制度の利用の促進に関する法律への対応に伴う市町村の役割について、資料1、2を用いて説明。中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた市の取組予定や、本市における成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた方向性を示した。

長瀬構成員

本会議設置の目的は、地域共生社会の実現に向けた取組の一つだと考えるが、健康福祉・地域共生社会課や地域共生社会推進室が当会議の構成メンバーの中においてしかるべきではないか。また、地域のいろいろな団体、例えば民生委員・児童委員協議会（以下「民生委員」という。）や社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が関係してくるので、地域福祉課もいていいのではないか。今からでも事務局に加えることが可能であれば考えてもらいたい。

事務局

参考資料1の裏面に事務局を設けている。事務局は健康福祉局の高齢福祉課、障害福祉課、障害自立支援課及び精神保健福祉課に置くとしている。もっぱら事務局で詰めた上で、こちらに御意見を伺いたいと思っている。健康福祉・地域共生社会課等も同じ健康福祉局の中にある。必要に応じてそれぞれの課の意見も伺いながら検討会議を進めていきたい。

今、意見を頂きたい内容は、健康福祉・地域共生社会課等が全く関係ないわけではないが、一歩進んで検討していくという状況であるため、今は事務局には入ってもらえないだろうと考えている。局内でこのような動きがあるということを健康福祉・地域共生社会課等にも伝えてある。

長瀬構成員

権利擁護については役所だけでなく、みんなで社会的弱者を支えていこう、温かい社会を築いていこうという取組であり、必ず地域共生社会の実現という話はでてくる。折に触れて言っていこうと思う。

また、中核機関を委託という話であれば、必ず人とお金が必要になってくる。この話に、市社協を絡ますのであれば、きちんとした予算の手当てが必要である。

坂原構成員

資料2 ページ一番下、令和3年度中に広島市成年後見支援センター（仮称）を設置し中核機関と位置付けるとあるが、元々、広島市としては、市社協に中核機関を委託したいという思いがあり、それとは別に、また市社協側でも別個の広島市成年後見支援センターを立ち上げてやっていくということなのか。このイメージを詳しく教えてほしい。

事務局

資料2の一番下のスケジュール感はこのとおり。令和3年度中に広島市成年後見支援センター（仮称）を設置し中核機関として位置付けるということで、それを目指したい。そのセンターについては、直営ではなく委託で運営し、委託先として市社協が望ましいと今のところ考えている。まだ決まったわけではない。中核機関と広島市成年後見センター（仮称）が別物という表現をしている訳ではない。

中田構成員

この話は、まだ具体的に何がどうこう正式な話になったわけではない。御期待いただくのは嬉しいが、今、私の立場で引き受けるとは言えない。長瀬構成員が言われた人とお金がいるということは、ありがたい認識をさせていただいている。どこが委託を受けるにせよ、広島市が、「中核機関はこういうことをやっていく機関であって、こういう行政責任の下にこういうことするのである」と委託先と一緒に二人三脚でやるなり、連携ネットワーク全体でやっていくのが必要と認識しているので、そこをお願いしたい。

事務局

同じ認識である。

手島構成員

広島市としては、直営ではなく委託と言ったが、なぜ直営ではないのか教えてほしい。

事務局

今、明確に御説明するまでの整理はできていない。

手島構成員

なぜ市社協が受ける意味があるのか市社協自身も考えなければならぬし、市側も市社協が適当と思う理由を考えなければいけない。何となくではよくない。そこは、この検討会議の中でも皆さんに御意見を頂きたい。

長瀬構成員

その整理はすごく大切だと思う。最初から委託と決めるのではなく、この会議で議論していただけたらありがたい。直営も有りだと思う。そことの比較検討もしてほしい。高齢福祉課だけでなく事務局を担う四課が力を合わせて、しっかり検討していただきたい。

(3) 議題2 成年後見制度にまつわる現状について

事務局から、全国及び本市における成年後見制度の利用状況、成年後見制度にまつわる現状を資料3を基に説明。続けて、資料4で成年後見制度利用者の有効母数について、資料5で成年後見制度利用支援事業について、資料6で社会福祉法人広島市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業「かけはし」と法人後見事業「こうけん」の過去5年の実績について説明。

中田構成員

説明の訂正をさせてもらおうと、日常生活自立支援事業というのは、かけはしだけを指している。かけはしの利用者数も年々増加し、昨年度も25件程度伸びている。一番多い年で平成28年は100件を超えていた。今、本人意思を大切にするというのがかけはしで

も成年後見でも言われている。かけはしから次の成年後見人になかなかつなげられない場合は、本人の判断能力がかけはし対象以上に低下していてもかけはしを続けることもある。引き継いだ専門家の後見人から、本来既にかかけはしがやってはいけなかったのではという厳しい意見を頂くこともあるので、本人の意思が確認できるうちから、働き掛け動いていこうというのは、正しいことだと思う。

事務局

資料については、今のように認識していただきたい。

長瀬構成員

報酬助成の制度について、これは、生活保護受給者に成年後見人等に支払う報酬額を助成する制度であるが、生活保護費の中に報酬助成額を入れてもらえるよう国に要望できないか。また、後見人を選任することが目的と化し、後見人が選任された後は、ケースの支援を後見人だけに任せているケースが散見される。後見人もケースを支援するチームの一員として肩を組んでやっていかななくてはならない。この会議が、そういう空気感を醸成するような会議になればと思っている。

(4) 議題3 成年後見ニーズ調査の実施について

議題3について、中核機関の設置に向けて、まず成年後見制度に関わるニーズ調査を実施することを説明。目的及び調査対象者並びに調査期間について資料7を用いて説明。

松本構成員

アンケートの問5について、弁護士会関連で高齢者財産管理センターと書いているが、これは、成年後見状態より前の方々を対象としているセンターを指している。これが成年後見の窓口ではない。選択肢D・E・Fは組織の名前を書いたので、書くなら弁護士会と書いていただいたらいいのではないかと。そうしたら、選択肢Bの専門職との違いがはっきりしなくなる。Bの趣旨が知り合いの専門職など個人のことを意味しているのであれば、もう少しはっきりさせた方がいい。それと、問17(エ)「利用支援の仕方」が分からないとあるが、意味が分からない。「利用の仕方」という意味なのか。

事務局

問5について、選択肢Dは削除し、分け方については検討後修正する。問17についても「利用支援」の『支援』は削除する。

伊藤構成員

同じく問5について、相談窓口のところで、障害者基幹相談支援センターも相談窓口という自覚はあるが、カテゴライズした意図を教えてください。地域包括支援センターも相談窓口当たるのではないかと。また、問6について、障害をお持ちの方には、要介護・要支援認定を受けている方もいるが、障害支援区分認定を受けている方もいる。障害支援区分の記載もしていただきたい。

最後に資料7の調査対象について、「17」とあるが、基幹と相談が各区に一つずつなので、8×2で16だと思うが、あと一つは何か。

事務局

問5について、別紙1は、地域包括支援センターを対象とした調査票であるため、選択肢にあえて地域包括支援センターを記載していない。

障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事務所で17か所というのは、各区に基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所が1か所ずつあるため、全部で16か所になる。重度心身障害者に対する支援として三篠会が基幹相談支援を別途やっており、そちらを加えて17になる。

長瀬構成員

別紙1の問6について、支援者の中で要介護認定が入るなら、障害支援区分も入れるべきではないか。問6の質問の趣旨は何か。地域包括支援センターは、全員ではないが要介護・要支援認定を受けている人、障害者基幹相談支援センターは障害支援区分認定を受けている人をケアするのが基本だと思うが、書くことに意味があるのか。

事務局

こちらのアンケート案は他都市が地域包括支援センターに向けて行ったアンケートを参考にして作成したため、障害支援区分が抜けてしまった。地域包括支援センターには要介護・要支援認定者以外の人も相談に来るため、そのうち要介護・要支援認定を持っている人がどの程度いるのかを把握するために選択肢として設けた。内容については、今一度精査する。

三好構成員

問16についてだが、これは、地域包括支援センターが開設されてから現時点までの人数を指すのか。また、包括は職員が10名くらいいるが、事業所で1枚を提出するのか。それぞれで回答なら、立場上回答が違ってくるがどのように考えたらよいか。

事務局

開設から直近まで分かればトータル的人数を記載してほしい。記入者氏名は、アンケートの内容についてこちらから問合せをする際に参考としたいため、問合せ先の代表者（記入者）を記入してほしい。また、記入者個人の経験値ではなく、事業所全体としてのトータル数字を記載していただきたい。

中田構成員

松本構成員からもあったが、「後見人」のみでなく、厳密に「成年後見人」と記載した方がいいだろう。また、問6の設問文中の「支援者」について、「支援をする側」と捉えられる可能性もあるので、「支援を受ける側」とする方がいい。それと窓口には、市社協も入れてほしい。問3・4・5の流れで「成年後見人等に望むことは何か」という問いも入れたら、何を望まれて成年後見に就いてもらいたいのか分かると思う。

次に問17について、選択肢アの「同意していない」、選択肢イ「現状としては必要としていない」、オ「必要としていない」この三つをどう捉えていいのかわからなくなった。イは、はたから見た客観的意見として本人は必要と感じていないことを表していて、アとオは主観の問題で分かりにくい。エは、申立ての仕方・援助の仕方が分からないというように捉えた。このようなつもりであれば、分かるように書いてほしい。

それと、問18と19番についてだが「知っている・知らない」だけでなく、「聞いたこ

とはある」というくらいの人と、「それなりに知っている」人がおり、人により「知っている」の範囲が異なる。場合によっては、「市民後見人である個人を知っている」という意味で捉えられるのではないか。それは誰も知らないということになる。分かりやすい書き方をした方がいい。

民生委員は個人なので、できれば、「市民後見人養成講座を受講できるとしたら、受講したいか」という質問を入れてもらったら、社協としては参考になる。金融機関については、別紙5の問16は回答が難しい問いであると思う。また、別紙6の問6について、「わからない」という回答があるが当惑されるのではないか。問7・8・9も同様だが、「把握している範囲で」という言葉を添えれば当惑が緩和されると思う。

病院にも対象が広がって良かったと思うが、オレンジドクターの登録をしている町の医療機関にもアンケートをしてみてもどうか。主治医は、そういったところの医者が多く、そこで診断書を書いてもらいたいという依頼をするのだが、意外とそこでつまずきが発生することもあるのでどういった困難があるのか分かるのではないか。

松本構成員

金融機関とは、どこが対象か。

事務局

広島県に本店をおく金融機関である。広島銀行、もみじ銀行等を考えている。

松本構成員

送付するのは本店だけか。人数等どこを対象としているのか分からない。また、広島銀行全体に聞くのか。広島市内の支店だけなのか。

事務局

支店についてはどこまで絞るかは検討できていない。

松本構成員

ゆうちょ銀行は入っていないのか。

事務局

ゆうちょ銀行も含めている。

松本構成員

全く別の話になるが「市民後見人養成講座を開講していることを知っていますか」の問いは、いろんな市が養成講座をやっているので「本市が行う」にした方がいい。

陶山構成員

専門家がいる中で、より市民に身近な立場からの意見になると思うが、問3・4の身体介護、身上監護（身上保護といわれることもある）の記載方法について、意味が分かりにくいのではないか。専門用語と思われる部分には、注釈をつけるなど分かりやすくした方がいい。

また、資料7の2（4）の選択肢ウ「調査内容の成年後見制度のニーズ」とは、何のどのような「ニーズ」のことを言っているのか。

事務局

送付する際は、記入例や注意事項を入れることも検討する。回答する人が書きやすい形を検討する。ニーズについては、回答者が制度を利用する中で感じる意見、例えば足らな

い支援・あったらいいなと感じる仕組みなどを指す。抽象的な回答で申し訳ない。

陶山構成員

ニーズの調査は難しい。ニーズの把握の仕方は私も含めて今後検討していくこととした。調査対象が、地域包括支援センターから民生委員までであるため、対象者が重複することがある。人数でニーズを把握するのは無理だと思うが、どのように考えるかが重要である。

伊藤構成員

所属している法人が精神科病床を有する病院であり、さらに認知症疾患医療センターでもある。その立場からの質問であるが、調査票は認知症疾患センターを含む病院に1枚送付するのか。調査票は医療機関用になっており、問6・7・8・9の人数を把握する項目については対象者が重複する可能性がある。

問6は入院中とあるが、外来の方の相談もかなり受けている。「外来も含む」もしくは「入院中の方のみ」など対象を明確にしてもらえたら答えやすい。

事務局

入院・外来を分けるかは検討させてほしい。外来について、特に精神科病院は、成年後見に関する医学的見地をもって関わっている方と、実際に成年後見について病院の中で支援をした人数が違ってくると思う。今後その部分は分けられるように検討していきたい。

坂原構成員

「相談先に期待することは何か」など、広島市中核機関を置くときに何を求めて相談してくるのかということが汲み取れる設問を入れた方がいい。

家庭裁判所

「ニーズ」というのは具体的にどのような内容を考えているのか。申立て支援を求める方がどのくらい存在するかという数量的なものと、どのような支援をしてほしいのかという内容的なものがあると思う。また、どの機関が困っているのかということも考えられる。このアンケートを実施した結果、どのような分析結果が導きだされるのか、質問項目と結果がどうリンクするのか教えてほしい。

事務局

基本的には、中核機関は小さく産んで大きく育てることを前提としている。一度に国が掲げる四つの機能を備えた中核機関を整備することは難しいので、まず広島市としてどのようなものが求められているのかを、このニーズ調査をもとに検証したい。

本市としては、まずは相談や広報機能を優先的に整備したいと考えているが、果たしてそれは正しいのかが検証できる内容の調査票に精査していこうと思う。

陶山構成員

資料1(2)の内容に関連して意見を述べさせていただくが、御本人の認知症の状態を評価する資料があり、その点数が〇〇点だから本人の意思を確認する必要はないという驚くべき発言がなされることがある。対象者を取り巻く環境の中でも成年後見制度が十分に浸透しているわけではない。例えば、虐待事例等により成年後見人の選任が目的化する実態がないわけではない。本人を保護した後、「本人が措置から契約をする際に成年後見をつけられればいいでしょ。後は行政でやってくださいよ。」という傾向が無きにしもあらずである。

せっかく検討委員会があるので、個人の自己決定権の尊重をどのようにしたら市民全体に浸透・理解していただけるかということも踏まえて議論したい。

(5) 議題4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて、資料8を用いて説明。主に、成年後見制度に関するニーズ調査の実施、先進地視察、広島市成年後見制度利用促進計画の策定に向けた見通しについて説明。

手島構成員

調査項目や、回答対象者について機関全体が回答するのか、一人が回答するのか記載がない。回答の対象期間も5年・10年で切ったほうがいい。包括が開設してからこれまでの期間を対象に回答することに意味があるとは思えない。

通常、アンケートは一度サンプルを対象者2～3か所に実施してもらい、精査していくものだが今回その作業をしたのか。広島銀行にしても、支店の集計はおそらく本店はしてくれない。このままのスケジュールで実施してよいか心配なため、アンケート発送までにもう一度会議をした方がいいのではないかと。

事務局

関係機関でもう一度調整させていただく。

坂原構成員

中核機関のイメージの発表はいつあるのか。

事務局

第4回で広島市の方向性について皆さんと共有するイメージである。